

# 住民税非課税世帯等への生活応援給付金給付事業実施要綱

令和4年7月19日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金等を含む物価の高騰している状況を踏まえ、低所得世帯の負担を軽減するため実施する住民税非課税世帯等への生活応援給付金給付事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 防府市住民税非課税世帯等への生活応援給付金（以下「給付金」という。）は、前条の目的を達するために、防府市によって贈与される給付金という。

## (給付金の支給)

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を給付する。

## (支給対象者)

第4条 令和4年6月1日（以下「基準日」という。）において、防府市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号に該当する世帯の世帯主とする。

### (1) 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯。

ただし、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

(2) 防府市に住民票が所在しない場合であっても、基準日時点で防府市に居住しており、令和4年度防府市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱（以下「臨時特別給付金支給事務実施要綱」という。）第4条第1項第2号及び第6条第2項に

定める世帯として、臨時特別給付金の支給を受けた世帯及び配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者に該当する旨申し出のあった世帯。

2 前項の規定にかかわらず、基準日において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（ただし、基準日に保護が停止されていた者を除く。）に該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第 5 条 前条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1 世帯あたり 1 万円とする。

（受給権者） ちち

第 6 条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））。

（支給の方式）

第 7 条 市は、支給対象者に対し、次の各号に定める方式により、給付金の支給を行う。

（1）第 4 条に定める支給対象者のうち、臨時特別給付金支給事務実施要綱による臨時特別給付金を口座振込により支給を受けた支給対象者と同一の支給対象者に対し、市は、給付金の支給の申込みを行う。

ア 申込みは、市が発送する個別通知・案内により行う。

イ 支給対象者は、アによる申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。本届出は、住民税非課税世帯等への生活応援給付金受給辞退届出書（別紙様式第 1 号）により行うものとする。

ウ 市長は、イの届出書を受理したときは、住民非課税世帯等への生

活応援給付金受給辞退の届出にかかる受理通知書（別紙様式第2号）を送付するものとする。

エ 市長は、アによる個別通知・案内の発出後7日を経過するまでにイによる届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給する。

オ 臨時特別給付金振込時における指定口座に振り込む。

2 前項に該当しない支給対象者は、住民税非課税世帯等への生活応援給付金申請書（別記様式第3号）により、次に掲げる住所への郵送、又は同窓口において申請を行う。

住所 郵便番号747-8501 防府市寿町七番一号

防府市社会福祉課生活応援給付金受付窓口

3 申請書の提出は、原則として郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口に提出し、市が後日指定する日時に当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 申請書による申請者は、給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第8条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請書の提出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が申請書の提出をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、市長は、委任者である世帯主及び代理人の公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第9条 第7条第2項に定める申請書の提出期限は、令和4年9月30日とする。

（支給の決定）

第10条 市長は、第7条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し給付金を支給する。

（給付金の支給等に関する周知等）

第11条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、概要等について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならな

い。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行する。

別紙様式第1号（第7条関係）

住民税非課税世帯等への生活応援給付金受給辞退届出書

防府市長 様

1. 私は、「住民税非課税世帯等への生活応援給付金」の受給について、辞退することをここに届け出ます。
2. 本届出により「住民税非課税世帯等への生活応援給付金」の受給を辞退する者が、支給対象世帯の世帯主本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し、提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 \_\_\_\_\_

届出者氏名 \_\_\_\_\_

届出者連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

**本人確認書類添付箇所**

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、  
介護保険証、パスポート等の写し

別紙様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

届出者氏名

様

防府市長 池 田 豊

住民税非課税世帯等への生活応援給付金受給辞退の届出にかかる受理通知書

住民税非課税世帯等への生活応援給付金給付事業実施要綱第7条の規定に基づき、住民税非課税世帯等への生活応援給付金受給辞退届出書を受理しましたので通知します。

郵便番号  
住所  
方書

世帯主氏名 様

住民税非課税世帯等への生活応援給付金申請書

申請日	令和4年 月 日
-----	----------

防府市長 様

裏面(4)の「誓約・同意事項」に誓約・同意の上、申請される場合は、太枠内をご記入ください。

(1)申請・受給者(世帯主)

現住所			
(令和4年6月1日時点の住所)	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 右記のとおり(防府市 )	
(フリガナ)		生年月日	
世帯主氏名		連絡先	※日中に連絡可能な電話番号 — —

(2)申請者が属する世帯の状況 ※令和4年6月1日時点の住民票世帯の全ての構成員について記載

	氏名	生年月日	続柄		氏名	生年月日	続柄
1				6			
2				7			
3				8			
4				9			
5				10			

(3)振込口座 ※原則、(1)の申請・受給者(世帯主)の口座とします。

(次の⇒AまたはBのいずれかに☑し、必要事項を記入してください。)

⇒□A 下記の口座への振込を希望します。裏面に口座確認書類等を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナ)
1.銀行 4.信連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳の表紙を開いて下側のページに記載)を記入してください。

⇒□B 後日、現金受領を希望(申請書提出から1か月程度の期間を要します。)

(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方が現金受領の対象となります。受取場所・受取期間は、別途、通知書によりお知らせします。

裏面に口座確認書類等及び、代理人による手続きの場合の必要書類貼り付け欄があります。



**(4) 誓約・同意事項**

- ①住民税非課税世帯等への生活応援給付金の次の支給要件に該当します。
  - ア 世帯全員が、令和4年度住民税非課税である。
  - イ 世帯全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
  - ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ②当該給付申請書にかかる審査のため、防府市が必要な税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- ③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④防府市が申請書類を受理した後、または給付決定した後、申請書類の不備等により支払いが完了せず、かつ防府市が定める期限までに、防府市が申請・受給対象者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、防府市が当該申請を取り下げられたものとみなすことに同意します。
- ⑤給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

**(5) 代理申請（受給）を行う場合**

代 理 人	フリガナ		申請者との関係		
	氏名		生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
	住所		連絡先	※日中に連絡可能な電話番号 — —	
上記の者を代理人と認め、生活応援給付金の <span style="font-size: 2em;">}</span> を委任します。 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 申請及び受給 ※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。			(1)の世帯主(申請・受給者)	署名(又は記名押印)	

**(6) 必要な貼り付け書類**

**振込先金融機関 口座確認書類①②写し貼り付け**

① 通帳かキャッシュカードの写し（コピーを明瞭に）  
 ※振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がはっきりと分かるもの。  
 ※代理人受給でない場合は、世帯主名義の口座に限ります。  
 ※代理人受給の場合には、代理人本人の口座名義のものを添付してください。

② 世帯主の本人確認書類の写し  
 例) 運転免許証, マイナンバーカード, 健康保険証, 年金手帳, 旅券, 在留カード, 特別永住者証明書等

のりしろ

**代理人が申請、または受給をする場合の本人確認書類③④写し貼り付け**

③ 世帯主の本人確認書類の写し  
 ④ 代理人の本人確認書類の写し  
 例) 運転免許証, マイナンバーカード, 健康保険証, 年金手帳, 旅券, 在留カード, 特別永住者証明書等

※代理人が確認または、受給をされる場合は、世帯主と代理人両方の本人確認書類を添付してください。

のりしろ